

入札公告

市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号）第3条の規定に基づき公告する。

なお、本件は紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して入札を行う案件であり、入札に関する手続きについては、伊丹市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「公有財産売却ガイドライン」という。）及び公有財産売却システムに係る規約に従って行う。

令和8年5月29日

伊丹市長 中田 慎也

1. 入札に付する事項

次の物品を一般競争入札に付し、売り払う。

区分番号	物件名称	予定価格(最低落札価格(円))	入札保証金(円)
R8-2	フルコンサートグランドピアノ ヤマハ CF	500,000	50,000

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- 日本語を完全に理解できること。
- 伊丹市が定める公有財産売却ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できること。
- 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること。
- 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号から第3号に該当しないと認められる者。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員に該当しないと認められる者。
- 伊丹市職員でない者。

3. 入札の参加申し込み等に関する事項

(1) 参加仮申し込み

一般競争入札に参加しようとする者は、下記の期間に、公有財産売却システムの画面上で参加仮申し込み等一連の手続きを行わなければならない。

【令和8年5月29日（金）午後1時 から 令和8年6月16日（火）午後2時まで】

(2) 参加申し込み（本申し込み）

一般競争入札に参加しようとする者は、(1)の参加仮申し込みを行った後、下記の期間に公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」という）を電子メールにて提出しなければならない。

【令和8年5月29日（金）午後1時 から 令和8年6月16日（火）午後2時まで】

【E-Mail】 itami-enyusatsu@city.itami.lg.jp

(3) 提出書類等について

参加申し込み時における公的機関発行の証のコピー等の提出は不要とする。ただし、伊丹市において審査するため、公的機関発行の証（免許証等）のコピー（法人の場合、商業登記簿謄本のコピー）の書類提出を要求する場合があるので、要求があれば当該書類を提出しなければならない。要求したにもかかわらず、当該書類の提出がない場合は、参加申し込みを取り消す。

(4) 入札保証金

入札保証金の額は、入札物件ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の額とし、(1)に掲げる期間内に公有財産売却システム上の所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付すること。

(5) その他

期限までに入札の参加申し込みを行わなかった者、入札保証金の納付を行わなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、一般競争入札に参加することができない。

4. 契約条項を示す場所及び期間

入札関係書（公有財産売却ガイドライン等）は伊丹市総務部総務室契約・検査課において、下記の間、閲覧に供する。なお、伊丹市ホームページ及び公有財産売却システムにおいても閲覧可能。

【令和8年5月29日（金）午後1時から 令和8年7月7日（火）午後1時まで】

5. 入札物件の下見会

入札対象物件について、下記の通り下見会にて事前に確認することができる。下記連絡先まで連絡の上、現物の確認を行うこと。なお、事前に入札物件を確認しなくても入札に参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承しているものとみなす。

- (1) 日 時 令和8年6月10日（水）10時から17時（12時から13時を除く）
または11日（木）10時から12時まで
- (2) 場 所 伊丹市伊丹2丁目4-1 伊丹市立演劇ホール跡
- (3) 連絡先 伊丹市 総務部 総務室 契約・検査課 （電話：072-780-4375）

6. 質問の受付について

入札対象物件について、質問がある場合は下記に定める方法にて質問書を送付すること。

- (1) 受付期間 【令和8年5月29日（金）から 令和8年6月18日（木）午後1時まで】
- (2) 提出方法 下記提出先まで、質問書により電子メールにて提出すること。
メールのタイトルには「KSI官公庁オークションに関する質問」と明記し、送付後提出先へ電話にて受信の確認を行うこと。
質問書の様式については、任意の様式でも可とするが、下記(5)に掲載している様式を使用することとする。また、質問事項の内容等に入札参加者を特定する、もしくは推測できる記載がある場合は回答しないこととする。
- (3) 提出先 伊丹市総務部総務室契約・検査課
【E-Mail】 itami-enyusatsu@city.itami.lg.jp
- (4) 回答期限 令和8年6月24日（水）までに下記ホームページ内にて質問者の名称を伏せたうえで回答する。
- (5) 掲載場所 伊丹市ホームページ内「インターネットによる不要物品の売却について」
（<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/KEIYAKU/KEIYAKU/1413770485389.html>）

7. 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システム上
- (2) 入札期間 令和8年6月30日（火）午後1時から
令和8年7月7日（火）午後1時まで
- (3) 開 札 令和8年7月7日（火）午後1時01分以降

8. 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。他の方法による入札書の提出は認めない。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
- (2) 予定価格（最低落札価格）に満たない入札
- (3) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (4) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の人を代理してした入札
- (5) 虚偽の申請による入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最高価格である入札者が複数存在する場合は、くじ引き（自動抽選）により決定する。
- (2) 落札者の決定に当たっては、公有財産売却システムにおける落札者の会員識別番号を落札者の氏名又は名称として取り扱う。
- (3) 落札者の決定後、伊丹市から電子メールその他の方法により通知する。

11. 落札後の手続き

(1) 契約保証金

契約保証金の額は、納付済の入札保証金の額と同額とする。なお、前記3(4)の入札保証金は、契約保証金に全額充当するものとする。

(2) 契約の締結

落札者は、落札後伊丹市の定める様式の売買契約書により下記の日付までに契約を締結しなければならない。

【期日】：令和8年7月17日（金）午後5時まで

(3) 契約締結時の提出書類

【落札者が個人の場合】

公的機関が発行する証明書等で住所、氏名、生年月日が確認できるもの（住民票、運転免許証、健康保険証、パスポート等）及び印鑑登録証明書

【落札者が法人の場合】

商業登記簿謄本及び印鑑登録証明書

※ 注意事項

- ・ 印鑑登録証明書は3ヶ月以内に取得した原本を、その他のものについては、現在有効期間中のものか、3ヶ月以内に取得したもの（コピー可）を提出すること。
- ・ 提出された書類等は一切返却しない。

(4) 契約金額の支払方法

契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとし、残金（落札価格から契約保証金額（入札保証金額）を控除した金額）は、伊丹市が用意する納付書により、下記の日付までに納めること。なお、同日までに当該残金の金額の納入が確認できないときは、売買契約を解除することがある。この場合、契約保証金は伊丹市に帰属する。

※ 落札価格の中には消費税及び地方消費税相当額を含む。

【令和8年7月17日（金）午後5時まで】

12. 売買物件の引き渡し

契約金額の納付を確認した後、(1)に掲げる期限までに(2)に掲げる場所で現状のまま引き渡すものとする。

(1) 期 限 令和8年8月21日（金）午後3時まで

(2) 場 所 伊丹市伊丹2丁目4-1 伊丹市立演劇ホール跡

13. 売買物件の引き渡し等に伴う費用

売買物件の引き渡し及び登録等に伴う費用は、全て落札者の負担とする。

14. 用途の制限等

(1) 落札者は、落札した物件を次の用途に供してはならない。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力的不法行為等不当な行為の用途

② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途

(2) 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記(1)の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならないが、当該第三者に対して上記(1)の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(3) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記(1)の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(4) 上記(1)における当該第三者の上記(2)及び(3)に定める義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければならない。

15. 注意事項

入札物件について確認したい事項がある場合は、前記5に記載する入札物件の下見会において、直接担当者にご確認ください。なお、入札物件について、経年劣化、キズ、不具合等瑕疵があった場合でも、伊丹市は契約不適合責任を一切負いません。

16. 問合せ先

伊丹市総務部総務室契約・検査課

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

【TEL】072-780-4375 【E-Mail】itami-enyusatsu@city.itami.lg.jp